

総務委員会資料

令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和3年2月10日
総務企画局

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月15日条例第67号</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>	<p>○川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月15日条例第67号</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>
<p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>	<p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>
<p>2 別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p>	<p>2 別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p>
<p>3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程の規定により当該特</p>	<p>4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程の規定により当該特</p>

改正後			改正前		
定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。			定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
20 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの	20 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		